

障がい者制度改革推進会議開催要領（案）

平成 22 年 1 月 12 日
障がい者制度改革推進会議

1 議事

- (1) 議長は、会議の議事を整理する。
- (2) 議長が会議に出席できない場合その他議長が必要と認める場合は、あらかじめ議長の指名する議長代理が、その職務を代理する。
- (3) 障がい者制度改革推進会議担当室長（以下、「担当室長」という。）は、常時会議に出席して議長を補佐し、議長の了解を得て発言することができる。
- (4) オブザーバーは、常時会議に出席し、議長の了解を得て発言することができる。
- (5) 議長は、構成員が会議に出席できない場合であって、当該構成員から予め申し出があったときは、代理者の出席を認めることができる。当該代理者は、議長の了解を得て発言することができる。
- (6) 議長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席及び説明を求めることができる。

2 公開

- (1) 議長は、会議の終了後、議事録を作成し、これを公開する。
- (2) 会議終了後、議事内容を説明するために行う記者会見は、会議運営の節目においては議長が行い、議長代理及び担当室長が議長を補佐し、それ以外の場合には、議長の求めにより議長代理及び担当室長が行う。
- (3) 毎回の会議の様様については、インターネットを通じて、広く一般に配信することにより公開する。

なお、議長は、会議室の状況等を勘案の上、報道関係者、関係団体の役職員等の傍聴を認めることができる。

3 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が別に定める。

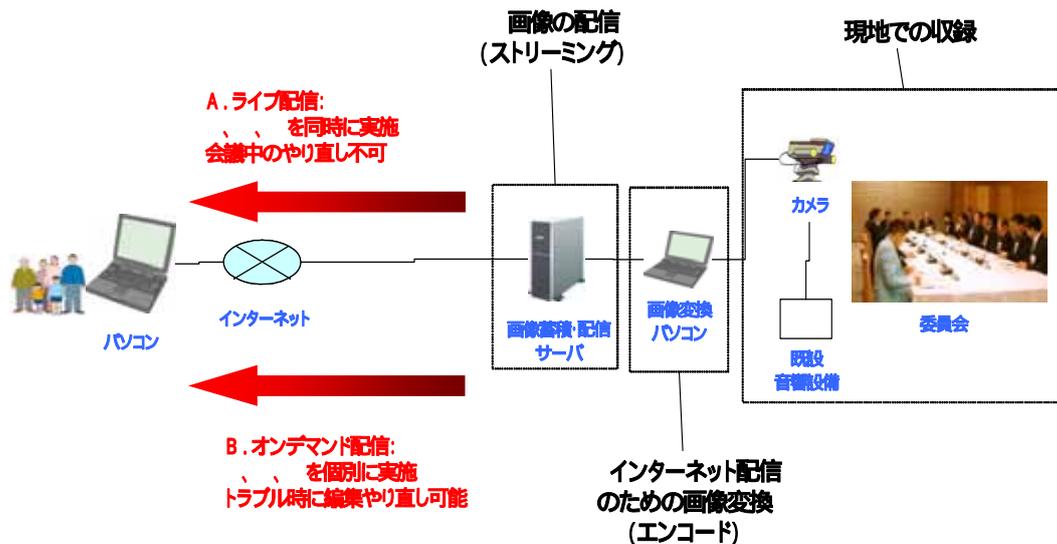
インターネット動画配信について(メモ)

< 検討のポイント >

いつでも視聴できるオンデマンド(OD)配信を行うことは必須
 OD配信に加えて更に、そのとき一度切りの生中継であるライブ(L)配信を行うこととするのかどうか。

- ・ OD配信は、会議後(2~6時間程度後から)の一定期間(1か月間)、いつでも自分の都合の良い時に、議事要旨、会議資料を参照しながら、繰り返し視聴することができる。
- ・ L配信は、その時間帯に(実際には20~30分後から)1回切り流すもの。自分の都合に合わせて見ることができず、かつ、手元で会議資料等を参照することが難しい。その際に端末や回線に支障があれば見ることはできない。このため、いずれにしてもOD配信することは大前提

OD配信とL配信は撮影までは同じだが、配信のシステムは別個に用意が必要
 L配信を行う場合、OD配信の費用に加えて、1回当たり10万円の追加費用が必要
 実績から見て、L配信とOD配信の配信開始時間のタイムラグは1.5~5時間程度



ライブ(L)配信とオンデマンド(OD)配信: 配信方式とコストの比較

配信方式		視聴できる期間	映像・音声の品質	確実性	視聴者の利便性	想定コスト(年間)
ライブ(L) +オンデマンド(OD) 配信	L	・20~30分後から視聴可能 (・会議の時間帯の一度だけ 視聴可能)	調整不可	機材トラブル等 により配信でき ない可能性あり	・視聴は会議の時間帯に 1度だけに限定される ・最初から最後まで通して 見ることしかできない	L配信の追加費用を含め: 30回:600万 50回:880万
	OD	下記の通り	下記の通り	下記の通り	下記の通り	
オンデマンド(OD) 配信		・2~6時間後から視聴可能 (・1ヶ月間(720時間)繰り返し 視聴可能)	2台のカメラで 収録するため、編集で調 整可能	3重のバックアップ体制を確保	・自分の都合に合わせて、 いつでも視聴可能 ・巻戻し、早送り、繰返し 等、柔軟に視聴可能	30回:300万 50回:380万